資料 2

最近の 景品表示法違反事例について

消費者庁 表示対策課

最近の違反事例の動向

消費者庁設立(平成21年9月)後の措置命令件数

平成21年9月~平成22年3月	6件
平成22年度	20件
平成23年度	28件
平成24年度	37件
平成25年度	45件
平成26年度	30件
平成27年度	13件
平成28年度	27件
平成29年度(平成29年11月7日まで)	3 4 件

最近の違反事例の動向

課徵金納付命令件数

平成28年度 平成29年度 (平成29年11月7日まで) 4件

平成27年度の違反事例一覧

公表日	案件名	違反内容	事業者数
5月1日	株式会社オートアクションに対する件(中古自動車の修復歴に関する不当表示及び中古自動車に関する	優良誤認	1
5714	おとり広告)	おとり広 告	'
5 月 22 日	株式会社全日本通販に対する件(健康食品の痩身効果に関する不当表示)	優良誤認	1
11月10日	株式会社日本イルムスに対する件(即席スープの痩身効果に関する不当表示)	優良誤認	1
12月3日	源平製薬株式会社に対する件(健康食品の痩身効果に関する不当表示)	優良誤認	1
12月8日	アイア株式会社に対する件(パズル雑誌の懸賞企画の当選者数に関する不当表示)	有利誤認	1
12月11日	株式会社ダスキンに対する件(窓用フィルムの施工による室温低下効果に関する不当表示)	優良誤認	1
1月26日	株式会社ユーコーに対する件(空気清浄機の空気清浄効果に関する不当表示)	優良誤認	1
2 月 16日	弁護士法人アディーレ法律事務所に対する件(債務整理・過払い金返還請求に係る役務の料金値引き等 期間に関する不当表示)	有利誤認	1
3月10日	株式会社村田園に対する件(茶の原材料原産地に関する不当表示)	優良誤認	1
3 月 15 日	合同会社アサヒ食品に対する件(健康食品の痩身効果に関する不当表示)	優良誤認	1
3 月 25 日	有限会社ペルシャンオートに対する件(中古自動車の修復歴に関する不当表示)	優良誤認	1
3月30日	株式会社えがおに対する件(健康食品の痩身効果に関する不当表示)	優良誤認	1
3 月 31 日	ココナッツジャパン株式会社に対する件(健康食品の疾病予防効果に関する不当表示)	優良誤認	1

平成28年度の違反事例一覧

公表日	案件名	違反内容	事業者数
6月30日	小顔になる効果を標ぼうする役務の提供事業者9名に対する件(小顔になる効果を標ぼうする役務の効 果に関する不当表示)	優良誤認	9
9月1日	株式会社オークローンマーケティングに対する件(フライパンの表面処理加工に関する不当表示)	優良誤認	1
12 月 21日	イズミヤ株式会社及び株式会社牛肉商但馬屋に対する件(神戸牛の取引に関する不当表示(おとり広 告))	おとり広告	2
1月27日	三菱自動車工業株式会社に対する件(軽自動車の燃費性能に関する不当表示並びに普通自動車及び小型 自動車の燃費性能に関する不当表示)	優良誤認	1
1 月 27日	日産自動車株式会社に対する件(軽自動車の燃費性能に関する不当表示)	優良誤認	1
2月2日	株式会社Xenaに対する件(石鹸に係るシミの解消又は軽減効果に関する不当表示及び同石鹸に係る 販売価格の割引期限に関する不当表示)	優良誤認 有利誤認	1
2月14日	日本サプリメント株式会社に対する件(特定保健用食品(ペプチドシリーズ5商品)の許可要件に関する不当表示及び特定保健用食品(豆鼓シリーズ3商品)の許可要件に関する不当表示)	優良誤認	1
3月3日	株式会社マハロに対する件(飲料の痩身効果に関する不当表示)	優良誤認	1
3月3日	株式会社メロディアンハーモニーファインに対する件(飲料の代謝促進、炎症抑制及び痩身効果に関す る不当表示)	優良誤認	1
3 月 3日	千代田薬品工業株式会社に対する件(健康食品の痩身効果に関する不当表示)	優良誤認	1
3月8日	株式会社布屋商店に対する件(寝具等の販売価格に関する不当表示)	有利誤認	1
3月9日	株式会社だいにち堂に対する件(健康食品の目の症状改善効果に関する不当表示)	優良誤認	1
3月22日	GMOインターネット株式会社に対する件(インターネット接続サービスに係る提供価格の割引期限に 関する不当表示)	有利誤認	1
3月24日	株式会社エネルギア・コミュニケーションズに対する件(光回線インターネット接続サービスに係る提 供価格の割引期間に関する不当表示)	有利誤認	1
3月28日	株式会社エービーシー・マートに対する件(靴の販売価格に関する不当表示)	有利誤認	1
3月30日	株式会社ミーロードに対する件(健康食品の豊胸効果及び痩身効果に関する不当表示)	優良誤認	1

平成28年度の課徴金納付命令事例一覧

公表日	案件名	課徵金額
1月27日	三菱自動車工業株式会社に対する件(普通自動車及び小型自動車の燃費性能に関する不当表示)	4億8507万円

平成29年度の違反事例一覧

公表日	案件名	違反内容	事業者数
4月21日	プラスワン・マーケティング株式会社に対する件(移動体通信役務に係る通信速度及びSIMカードの販売数量シェアに関する不当表示並びに同役務に係るデータ通信量の通信利用容量の対象範囲に関する不当表示)	優良誤認 有利誤認	1
5月12日	コスモ石油販売株式会社に対する件(自動車の車検サービスに係る提供価格の割引期限に関する不当表 示及び同役務の提供価格に関する不当な二重価格表示)	有利誤認	1
5月19日	株式会社日本教育クリエイトに対する件(介護職員講座の提供価格に関する不当な二重価格表示及び医 療事務講座の提供価格に関する不当な二重価格表示)	有利誤認	1
6月8日	株式会社ナイスリフォームに対する件(住宅リフォーム工事の提供価格に関する不当な二重価格表示)	有利誤認	1
6月23日	株式会社ボーネルンドに対する件(玩具の原産国に関する不当表示)	原産国	1
6月28日	株式会社ビーラインに対する件(自動車用タイヤの販売価格に関する不当な二重価格表示)	有利誤認	1
7月11日	東京瓦斯株式会社、東京ガスライフバル文京株式会社及び東京ガスイズミエナジー株式会社に対する件 (ガス機器の販売価格に関する不当な二重価格表示及びガス機器の取引に関する不当表示(おとり広 告))	有利誤認 おとり広告	3
7月19日	ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社に対する件(オンラインゲーム内のガチャに関す る不当表示及びオンラインゲーム内の仮想通貨に関する不当表示)	優良誤認 有利誤認	1
7月19日	グリー株式会社に対する件(オンラインゲームにおけるアイテムの使用許諾に係る懸賞企画に関する不 当表示)	有利誤認	1
7月27日	ソフトバンク株式会社に対する件(通信端末の販売に関する不当表示(おとり広告))	おとり広告	1
9月29日	ティーライフ株式会社に対する件(飲料の痩身効果に関する不当表示)	優良誤認	1
10月19日	キッセイ薬品工業株式会社に対する件(特別用途食品の許可要件に関する不当表示)	優良誤認	1
11月2日	株式会社ARS及び株式会社リュウセンに対する件(日常生活における各種トラブルを解決するための 役務に関する不当表示)	優良誤認	2
11月7日	葛の花由来イソフラボンを機能性関与成分とする機能性表示食品の販売事業者16社に対する件(葛の 花由来イソフラボンを機能性関与成分とする機能性表示食品の痩身効果に関する不当表示)	優良誤認	16

平成29年度の課徴金納付命令事例一覧

公表日	案件名	課徴金額
6月7日	日本サプリメント株式会社に対する件(特定保健用食品「ペプチドエースつぶタイプと称する錠剤状18 0粒入りの食品」の許可要件に関する不当表示)	3073万円
6月7日	日本サプリメント株式会社に対する件(特定保健用食品「豆鼓エキスつぶタイプと称する錠剤状180粒 入りの食品」の許可要件に関する不当表示)	2398万円
6月14日	日産自動車株式会社に対する件(軽自動車の燃費性能に関する不当表示)	317万円
7月21日	三菱自動車工業株式会社に対する件(軽自動車の燃費性能に関する不当表示)	368万円

最近の主な景品表示法違反事例(措置命令)

平成28年度

優良誤認:自動車燃費、特保食品、セラミックフライパン、小顔矯正

シミ取り効果洗顔石鹸、食品(痩身・豊胸効果、疾病予防)

有利誤認:二重価格表示(寝具、靴)、インターネット接続価格

おとり広告: プランド牛 (チラシ掲載日に仕入れなし)

平成29年度

優良誤認:通信サービス性能、ゲームキャラクター、痩身効果飲料、

特定用途食品、機能性表示食品、鍵・パソコントラブル対応

有利誤認:二重価格表示(車検、資格講座、リフォーム、タイヤ、

ガスコンロ)、期間限定表示(石鹸)、仮想通貨、景品当選本数

原産国:玩具

おとり広告:ガス機器、通信端末

最近の違反事例(平成28年度) ~優良誤認表示~

最近の違反事例1(優良誤認表示の例)

小顔になる効果を標ぼうする役務の提供事業者9名に対する措置命令について

<平成28年6月30日公表>

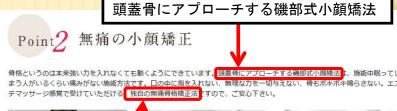
表示例:磯部美容整体Vセンターこと磯部昭弘のウェブサイト



9名は、自らのウェブサイトにおいて、対象 役務の提供を受けることで、頭蓋骨の歪みやず れが矯正されることにより、小顔になり、かつ、 それが持続するかのように示す表示をしていた。

12cm

13.5cm







独自の無痛骨格矯正法

⇒景品表示法第7条第2項(当時:第4 条第2項)の規定に基づき、9名に対し、 当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を 示す資料の提出を求めたところ、9名の うち7名から資料が提出されたが、当該 資料は当該表示の裏付けとなる合理的な 根拠を示すものとは認められないもので あった。

最近の違反事例2(優良誤認表示の例)

株式会社オークローンマーケティングに対する措置命令について

映像1



映像2



<平成28年9月1日公表>

テレビショッピング番組で次のとおり放送する ことにより、あたかも、対象商品の表面処理加工 に用いられている「セラミック」と称する物質は ダイヤモンドの次に硬いものであり、対象商品を 金属製品で50万回擦っても傷が付かないかのよ うに示す表示をしていた。

○「ダイヤモンドの次に硬いセラミックを使用」との映像 及び「セラフィットはダイヤモンドの次に硬いセラミック を使用」との音声(映像1)

〇「傷がつかない コーティングが剥がれない」との映像 及び「コインで擦っても傷が付かず、コーティングは剥が れません」との音声(映像2)

○「クギを炒めても傷がつかない!」との映像及び「たと え大量の釘を炒めたって傷が付かない」との音声(映像 3)

○「耐摩耗テスト50万回クリア!!」との映像及び「セ ラフィットは50万回擦っても傷まないことが証明されま した」との音声並びに対象商品で金属製品を用いて調理す る映像(映像4、5)

⇒実際には、対象商品の表面処理加工に用いら れている「セラミック」と称する物質はダイヤ モンドの次に硬いものであるとはいえず、対象 商品を金属製品で擦った場合には50万回を大 きく下回る回数で傷が付くものであった。

映像4



映像3



映像5



最近の違反事例3(優良誤認表示の例)

【普通自動車等】三菱自動車工業株式会社に対する措置命令及び課徴金納付命令 <平成29年1月27日公表>

表示例:普通自動車等のカタログ

<ミラージュ(XTHX、G、二輪駆動)>

JC08 共 燃料消費率*2 [国土交通省審査值]

25.4_{km/L}

J C O 8 モード 燃料消費率 (国土交通省審査値) 25.4 km/L 例えば、カタログにおいて、「ミラージュ (XTHX、G、二輪駆動)」と称する小型自動車について、「JC08モード 燃料消費率 (国土交通省審査値) 25.4km/L」と記載することにより、あたかも、国が定める試験方法に基づく燃費性能は「25.4km/L」であるかのように示す表示をしていた。

⇒実際には、当該表示された燃費性能は、国が 定める試験方法に基づくものとはいえないもの であって、燃費性能として表示できる上限は、 「24.0km/L」であった。



措置命令を実施するとともに課徴金納付命令を実施(合計4億8507万円)

最近の違反事例4(優良誤認表示の例)

【軽自動車】三菱自動車工業株式会社及び日産自動車株式会社に対する措置命令及び課徴金納付命令<措置命令:平成29年1月27日公表><課徴金納付命令:日産自動車…平成29年6月14日、三菱自動車…平成29年7月21日)>

表示例:三菱自動車工業株式会社の軽自動車のカタログ くe Kワゴン(LTMX、M、二輪駆動)>

エコカー減税(免税)対象車

平成32年度מ商基準+20%。平成17年基準排出ガス75%低減レベル達成で、エコカー減税(免税)の対象になります。 詳しくはP44をご覧ください。



	Safety Package	200	30-4
MEXICAL .	T Safety Fackage		82
Contractor (Safety Fackage	440	366
	T Safety Feddinge		350
- 1			210
	M e-Assign G SMPO Plickage	200	30.4
4K73>	T Safety Package		26.2
	e Assign G Safeta Fackage	4WD	26.6
- 1	T Safety Paskage		25.0

燃料消費率(国土交通省審査値) JC08モード 30.4km/L



平成32年度 燃費基準+20%達成車

例えば、三菱自動車工業株式会社は、カタログにおいて、「e Kワゴン(LTMX、M、二輪駆動)」と称する軽自動車について、「燃料消費率(国土交通省審査値) JCO8モード30.4km/L」及び「平成32年度燃費基準+20%達成車」と記載することにより、あたかも、国が定める試験方法に基づく燃費性能は「30.4km/L」及び「平成32年度燃費基準+20%達成車」であるかのように示す表示をしていた。

⇒実際には、当該表示された燃費性能は、国が 定める試験方法に基づくものとはいえないもの であって、燃費性能として表示できる上限は、 「26.1km/L」及び「平成32年度燃費 基準達成車」であった。



両社は、認定返金計画に基づく返金措置を実施

⇒返金相当額を予定課徴金額から減額した上で、残額につき課徴金納付命令を実施 三菱自動車:合計368万円、日産自動車:合計317万円

最近の違反事例5(優良誤認表示の例)

株式会社Xena(ジーナ)に対する措置命令について



パワーフルーツ「カムカム」の実から抽出したエキスが凝縮されている。

悩みが嘘みたい! 諦めなくてよかった バイクが趣味

に日に透明感も出て!洗顔が楽しくなり ルッツルだね!」って誉められたんです よ! 今では悩みが目立たなくなり、諦め



何歳からでも間に合う!

【ビタミン石鹸】 VCソープ(60g)





<平成29年2月2日公表>

情報誌において、例えば、次のとおり記載するこ とにより、あたかも、対象商品を使用することによ って、シミを解消又は軽減することができるかのよ うに示す表示をしていた。

- 〇「*シミを『ビタミン洗顔』で洗い流しませんか?」
- 〇「長年の肌悩み、あきらめる前に!」
- 〇「あれ?またシミが・・・」
- 〇「それにしても、ビタミンで洗うとは一体!?なんでも、 長年しみついた悩みや※1くすみを、洗顔だけで洗い流す というのだ!」
- 〇「このビタミン洗顔だからこそ、シミのもとメラニンを 含む、古い角質まで洗い流せるんだとか!」

⇒景品表示法第7条第2項の規定に基づき、 当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す 資料の提出を求めたところ、同社から資料が 提出されたが、当該資料は当該表示の裏付け となる合理的な根拠を示すものとは認められ ないものであった。



14

最近の違反事例6(優良誤認表示の例)

日本サプリメント株式会社に対する措置命令及び課徴金納付命令について

<措置命令:平成29年2月14日公表(課徴金納付命令:平成29年6月7日公表)>

(ペプチドエースつぶタイプ)

かつお節オリゴペプチド配合

ペプチドエース

つぶタイフ

血圧が高めの方に

適した食品です。

→ ここからお切りください。 開封後はチャックを開じて保存してください。



食生活は主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを 血糖値が気になり始めた 方に適した食品です

(豆鼓エキスつぶタイプ)

(ペプチドエースつぶタイプ テレビ放送)



「ペプチドエースつぶタイプ」(180粒入り)、同(90粒入り)、「ペプチ ド茶」、「ペプチドストレート」及び「ペプチドスープEX」のペプチドシリーズ 5商品と、「豆鼓エキスつぶタイプ」(180粒入り)、同(90粒入り)、「食 前茶」の豆鼓エキスシリーズ3商品について、容器包装、新聞折り込みチラシ、新 聞、テレビ、ウェブサイト等の表示媒体において、例えば、「ペプチドエースつぶ タイプ」(180粒入り)及び「豆鼓エキスつぶタイプ」(180粒入り)の容器 包装においては、次のとおり記載することにより、あたかも、ペプチドシリーズ5 商品及び豆鼓エキスシリーズ3商品の各商品それぞれが特定保健用食品として消費 者庁長官の許可の要件を満たしたものであるかのように示す表示をしていた。

ペプチドエースつぶタイプ(180粒入り)

- 〇「かつお節オリゴペプチド配合」
- 〇「消費者庁許可保健機能食品(特定保健用食品)」
- 〇「血圧が高めの方に適した食品です。」
- ○「●保健機能食品(特定保健用食品)●許可表示:本品はかつお節オリゴペプチドを 配合した食品で、血圧が高めの方に適した食品です。」

豆鼓エキスつぶタイプ(180粒入り)

- 〇「豆鼓(発酵大豆)エキス配合」
- 〇「消費者庁許可保健機能食品(特定保健用食品)」
- 〇「血糖値が気になり始めた方に適した食品です。」
- 〇「●保健機能食品(特定保健用食品)●許可表示:本品は、豆鼓エキスを含んでおり、 糖の吸収をおだやかにするので、血糖値が気になり始めた方に適した食品です。

⇒実際には、ペプチドシリーズ5商品及び豆鼓エキスシリーズ3商品の各商 品は、それぞれ、遅くとも平成23年8月以降、品質管理として、包装後の 製品における関与成分についての試験検査が行われておらず、また、ペプチ ドシリーズ5商品にあっては平成26年9月に、豆鼓エキスシリーズ3商品 にあっては平成26年10月に、関与成分の特定ができないことが判明して おり、健康増進法第26条第1項の規定に基づく特定保健用食品の許可の要 件を満たしていないものであった。



最近の違反事例7(優良誤認表示の例)

株式会社マハロに対する措置命令について

<平成29年3月3日公表>



水素水ってダイエット効果があるんですか?

インタビュー

水素水ってダイエット効果があるんですか?

あります。

水素はエネルギー生成の役割をするミトコンドリアの働きを活性化してくれます。

自社ウェブサイトにおいて、あたかも、本件商品を 摂取するだけで、特段の 運動や食事制限をすることなく、著しい痩身効果が 得られるかのように示す 表示をしていた。

水素水を飲むと、水素分子は粗影威に存在する小さな穴(アクアポリン)より体内に入ります。 そして、体内研索が水素分子を水素原子に分解します。 その水素原子によりミトコンドリアのエネ・ルギー生産効率を上げてくれます。

また、水素分子は非常に小さな物質なので身体の機々のミトコンドリアまで浸透し、働きかけること ができます。

このように全身の代謝が活発になり、脂肪燃焼が20%アップしたという結果もあります。 日本内科学会の発表では水素水を飲んで1年で25kg変せた人が紹介されてましたね。

1年で25kg痩せたんですか!?

働きかけることができます。

すごいですよね。 ただし、水素水を飲み続けること が大切なことです。



1年で25kg痩せたんですか!?

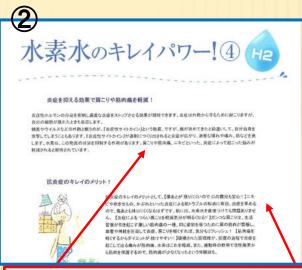


すごいですよね。 ただし、水素水を飲み続けることが大切なことです。 ⇒景品表示法第7条第2 項の規定に基づき、同社 に対し、期間を定めて、当 該表示の裏付けとなる合 理的な根拠を示す資料の 提出を求めたところ、同社 は、当該期間内で当該資 料を提出しなかった。

最近の違反事例8(優良誤認表示の例)

株式会社メロディアンハーモニーファインに対する措置命令について

水素が脂質代謝を促進!血糖値の急上昇も抑制





<平成29年3月3日公表>

肩こりや筋肉痛、ニキビといった、炎症によって起こった悩みが軽減されると期待されています。

ニキビや吹き出もの、かぶれといった炎症による肌トラブルの解消 に有効。

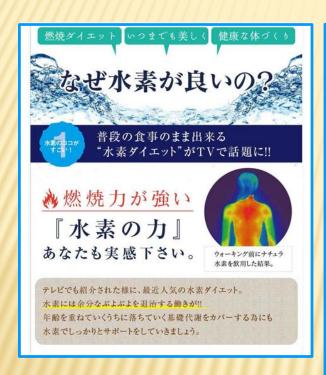
自社ウェブサイトにおいて、

- ① あたかも、本件商品を摂取すれば、脂質代謝を促進し、血糖値の急上昇も抑制するかのように示す表示、
- ② あたかも、本件商品を摂取すれば、炎症を抑制し、肩こりや筋肉痛を軽減、ニキビ、吹き出もの、かぶれを解消するかのように示す表示、
- ③ あたかも、本件商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をする ことなく、容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示、 をしていた。

⇒景品表示法第第7条第2項 の規定に基づき、同社に対し、 当該表示の裏付けとなる合理 的な根拠を示す資料の提出 を求めたところ、同社から資 料が提出されたが、当該資料 は当該表示の裏付けとなる合 理的な根拠を示すものとは認 められないものであった。

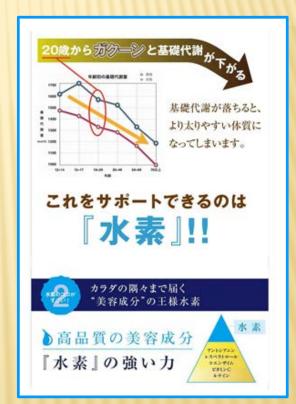
最近の違反事例9(優良誤認表示の例)

千代田薬品工業株式会社に対する措置命令について





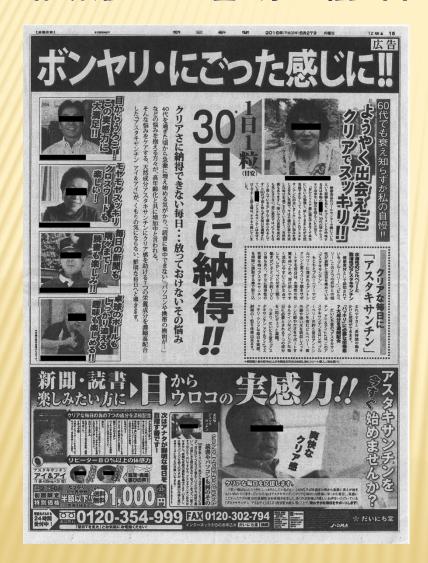
<平成29年3月3日公表>



自社ウェブサイトにおいて、あたかも、本件商品 を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をする ことなく、容易に著しい痩身効果が得られるかのよ うに示す表示をしていた。 ⇒景品表示法第第7条第2項の規定に基づき、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

最近の違反事例10(優良誤認表示の例)

株式会社だいにち堂に対する措置命令について



<平成29年3月9日公表>

全国に配布された日刊新聞紙に掲載した広告において、

- ◇「ボンヤリ・にごった感じに!!」
- ◇「ようやく出会えたクリアでスッキリ!!」
- ◇「クリアな毎日に『アスタキサンチン』 つまり、 だいにち堂の『アスタキサンチン アイ&アイ』 でスッキリ・クリアな毎日を実感、納得の1粒 を体感出来ます。」

等と記載することにより、あたかも、本件商品を 摂取することにより、ボンヤリ・にごった感じの 目の症状を改善する効果が得られるかのように 示す表示をしていた。

⇒景品表示法第第7条第2項の規定に基づき、 当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す 資料の提出を求めたところ、同社から資料が 提出されたが、当該資料は当該表示の裏付け となる合理的な根拠を示すものとは認められ ないものであった。

最近の違反事例11(優良誤認表示の例)

株式会社ミーロードに対する措置命令について

<平成29年3月30日公表>



「バストUPとスリムUPを同時にかなえるスタイルUPサプリの決定版!」と記載

「今までの『プエラリア』では満足できなかったアナタへ・・・」と題し、バストの下部に手を添えたポーズの女性の画像と共に、「魅惑的なメリハリBodyに・・・」と、余裕のあるぶかぶかの短パンをはきお腹周りを指差している女性の画像と共に、「キュッ!」、「見てください!こんなブカブカに!」と、「Gカップでも 57.8kg→47kg −10.8kg」、「女子カUPに胸ふくらむ!!」と記載

自社ウェブサイトにおいて、あたかも、本件商品を 摂取するだけで、豊胸効果が得られるとともに痩身 効果が得られるかのように示す表示をしていた。

⇒景品表示法第第7条第2項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、 当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

最近の違反事例(平成29年度) ~優良誤認表示~

最近の違反事例12(優良誤認表示の例)

プラスワン・マーケティング株式会社に対する措置命令について

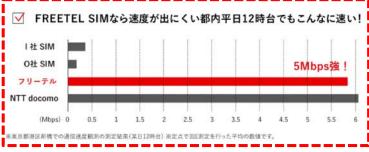
①通信速度に係る表示

②SIMカードの販売数量 のシェアに係る表示

<平成29年4月21日公表>

フリーテルはドコモ回線なので安心・高速通信。 No.1 |「業界最速」|の通信速度だからシェアNo.1!|





LINEのデータ通信料無料!

ドコモ回線・2年縛りなし!



自社ウェブサイトにおいて、

- ① あたかも、「FREETEL SIM」と称 する移動体通信役務に係る通信速度 が、いわゆる格安SIM事業者の中で、 恒常的に最も速いものであるかのよう に、また、特定の日時及び場所におけ る通信速度の測定結果において、他 の格安SIM事業者が提供する移動体 通信役務に係る通信速度よりも著しく 速く、かつ、株式会社NTTドコモが提 供する移動体通信役務に係る通信速 度に匹敵するものであるかのように示 す表示をしていた。
- ② あたかも、移動体通信役務の提供 を受けるために必要なSIMカードの販 売数量に係る自社のシェアが格安SI M事業者の中で第1位であるかのよう に示す表示をしていた。

⇒①及び②の表示について、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、当該表示の裏付けとな る合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は 当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

最近の違反事例13(優良誤認表示の例)

日本サプリメント株式会社に対する措置命令及び課徴金納付命令について

<課徵金納付命令:平成29年6月7日公表(措置命令:平成29年2月14日公表)>

(ペプチドエースつぶタイプ)



(豆鼓エキスつぶタイプ)



(ペプチドエースつぶタイプ テレビ放送)



「ペプチドエースつぶタイプ」(180粒入り)、同(90粒入り)、「ペプチド茶」、「ペプチドストレート」及び「ペプチドスープEX」のペプチドシリーズ5商品と、「豆鼓エキスつぶタイプ」(180粒入り)、同(90粒入り)、「食前茶」の豆鼓エキスシリーズ3商品について、容器包装、新聞折り込みチラシ、新聞、テレビ、ウェブサイト等の表示媒体において、例えば、「ペプチドエースつぶタイプ」(180粒入り)及び「豆鼓エキスつぶタイプ」(180粒入り)の容器包装においては、次のとおり記載することにより、あたかも、ペプチドシリーズ5商品及び豆鼓エキスシリーズ3商品の各商品それぞれが特定保健用食品として消費者庁長官の許可の要件を満たしたものであるかのように示す表示をしていた。

ペプチドエースつぶタイプ(180粒入り)

- 〇「かつお節オリゴペプチド配合」
- 〇「消費者庁許可保健機能食品(特定保健用食品)」
- 〇「血圧が高めの方に適した食品です。」
- ○「●保健機能食品(特定保健用食品) ●許可表示:本品はかつお節オリゴペプチドを配合した食品で、血圧が高めの方に適した食品です。」

豆鼓エキスつぶタイプ(180粒入り)

- 〇「豆鼓 (発酵大豆) エキス配合」
- 〇「消費者庁許可保健機能食品(特定保健用食品)」
- ○「血糖値が気になり始めた方に適した食品です。」
- ○「●保健機能食品(特定保健用食品) ●許可表示:本品は、豆鼓エキスを含んでおり、 糖の吸収をおだやかにするので、血糖値が気になり始めた方に適した食品です。」

⇒実際には、ペプチドシリーズ5商品及び豆鼓エキスシリーズ3商品の各商品は、それぞれ、遅くとも平成23年8月以降、品質管理として、包装後の製品における関与成分についての試験検査が行われておらず、また、ペプチドシリーズ5商品にあっては平成26年9月に、豆鼓エキスシリーズ3商品にあっては平成26年10月に、関与成分の特定ができないことが判明しており、健康増進法第26条第1項の規定に基づく特定保健用食品の許可の要件を満たしていないものであった。



最近の違反事例14(優良誤認表示の例)

ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社に対する措置命令について <平成29年7月19日公表>

対象役務:「パズル&ドラゴンズ」と称するオンラインゲーム内において、魔法石(ゲーム内 仮想通貨)10個と引換えに、「モンスター」と称するアイテム13体のいずれか を提供する「フェス限ヒロインガチャ」と称する役務

表示例: <パズドラ5周年記念生放送 (ニコニコ生放送等) の映像>



本件役務の対象モンスター13体の 画像とともに、「究極進化55体 対象モンスターはコチラ!!」と記載

あたかも、本件役務によって提供されるモンスター13体全でが「究極進化」と称する仕様の対象となるかのように表示していた。

実際には、モンスター13体のうち 11体は「究極進化」ではなく「進化」 と称する仕様の対象としていた。

最近の違反事例15(優良誤認表示の例)

ティーライフ株式会社に対する措置命令について 〈平成29年9月29日公表〉



自社ウェブサイトにおいて、「ダイエットプーアール茶」と称するポット用ティーバッグ35個入り及び4個入りの食品について、あたかも、普段の食生活における飲料を対象商品に替えることにより、対象商品に含まれる成分による痩身効果の促進作用が容易に得られるかのように示す表示をしていた。

例えば、

- 〇「2大有用成分がラクラクダイエットを応援」
- 〇「長期間の醗酵によって緑茶の有用成分カテキン が『重合カテキン』や『没食子酸』にパワーアップ。
- ○「いつもの飲み物をおいしいお茶に替える新習慣!」 等と記載。
- ○「大、大、大満足!!!一番びっくりなことが、リピ して半年、産後太りの体重が妊娠前に戻ってたんです \(^o^)/」等の体験談を記載。
- 〇体験談について、「※個人の感想であり、実感には個人差がございます。」等と記載していたが、当該記載は上記の表示から受ける効果に関する認識を打ち消すものではなかった。

⇒景品表示法第7条第2項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から提出された資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

最近の違反事例16(優良誤認表示の例)

キッセイ薬品工業株式会社に対する措置命令について



お客様相談センター 回回 0120-515-260 受付時間 9:00~17:00(土:日・祝日を除く)

http://www.kissei.co.jp/health/

健康増進法に規定する特別用途表示の許可 等に関する内閣府令第8条第1項第6号に掲 げる同令別記様式第2号による許可証票

栄養成分表示のたんぱく質量として 100グラム当たり「2.8g」と記載

(100g当たり)		
エスルギー	353 kcal	
たんぱく質	2.8 g	
紀 質	1.3g	
炭水化物	82,5g	
ナトリウム	21.5 mg	
カリウム	43 mg	
カルシウム	16,1 mg	
リン	50 mg	
水 分	13.5 g	
食塩相当量	Oa	

<平成29年10月19日公表>

「げんたそうめん」と称する食品及び「げんたうどん」と称する食品について、例えば、「げんたそうめん」と称する食品の容器包装において、下記のとおり記載することにより、あたかも、当該商品が特別用途食品として消費者庁長官の許可の要件を満たしたものであるかのように表示していた。

〇栄養成分表示のたんぱく質量として100グラム 当たり「2.8g」と記載

〇 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令第8条第1項第6号に掲げる同令別記様式第2号による許可証票を記載するとともに、

〇「消費者庁許可特別用途食品 病者用 低た んぱく質食品 腎不全患者用」、「げんたそうめん は、たんぱく質や電解質の制限を必要とする腎不 全患者などに適しています」と記載

⇒実際には、平成26年7月頃から平成28年11月1日までの間、包装後の製品における 栄養成分であるたんぱく質量の規格値の基準を満たすための品質検査の管理が行われておらず、同期間に製造した37ロット中25ロットの商品において、100グラム当たり2.2 グラムないし2.8グラムとする製品規格値を0.1グラムないし0.4グラム上回っており、特別用途食品として消費者庁長官の許可の要件を満たしていないものであった。

最近の違反事例17(優良誤認表示の例)

対

象役務

株式会社ARS及び株式会社リュウセンに対する措置命令について

(自社ウェブサイト表示例) 全国1000拠点! 0120-905-065 電気でお困りの方、必見! 作業費6000 売ご対応いたします。 業界最大手の エアコン・家電の取付けなど 電気のプロが即日対応します。 年間実績 10万件以上 初めての電気トラブル、ご安心ください。 電気の救急車は日本一の電気業者です! 官公庁・有名企業御用達の確かな実績あるサービスです。 有名企業 DP 日本郵便 メディア取材実績アリ

メディア・公への露出が安心に繋がっています

<平成29年11月2日公表>

- ●ARS…「電気の110番救急車」又は「クラピタル」と称する屋号、「街の修理屋さん」と総称する屋号及び 「ライフ救急車」と称する屋号による電気・鍵・水まわり・ガラス・害虫の各トラブルに係る15の トラブル解決サービス
- ●リュウセン…「クラピタル」と称する屋号、「街のパソコン屋さん」と称する屋号及び「ライフ救急車」と称 する屋号によるパソコントラブルに係る3つのトラブル解決サービス

※ 太枠 は優良誤認表示であることを、点線枠は景品表示法第7条第2項の規定により優良誤認表示とみなしたことを示す。

例えば、「電気の110番救急車」と称する電気トラブル解決サービスに係る自社ウェブサイトにおいて・・・

〇「年間実績10万件以上」等と記載することにより、あたかも、 当該役務の年間受注実績が10万件以上であるかのように示 す表示をしていた。

○「メディア取材実績アリ」等と記載することにより、あたかも、 記載された3つのテレビ番組からの取材実績があるかのよう に示す表示をしていた。 ⇒実際には、平成28年における年間受 注実績は12,458件であって、10万件を 大きく下回っていた。

⇒実際には、これら3つのテレビ番組から の取材実績はなかった。

〇「業界最大手の電気のプロが即日 対応します。」等と記載することによ り、あたかも、当該役務の業界にお いて自社が最大手であるかのように 示す表示をしていた。

⇒景品表示法第7条第2項の規定に基づき、当該表示の裏付け となる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は 当該資料を提出せず、又は、提出された資料は当該表示の裏付 けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

例えば、「電気のトラブルお助け隊」と称するいわゆる比較サイトにおいて・・・

50を超す業者サイトから優良業者を15に厳選!

即日対応・土日対応の



電気工事業者を徹底し

顧客満足度トップクラスの安心工事業者を探そう!



電気の110番救急車

〇実際にはARSが運営しているにもかかわらず自社とは無関係の事業者が運営するものであるかのように装った比較サイトにおいて、あたかも、当該サイト運営事業者が、全国から選定した15事業者のサービス内容を客観的に比較した結果、ARSの3つのサービスが第1位から第3位と評価されたかのように示す表示をしていた。

⇒景品表示法第7条第2項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は当該資料を提出しなかった。

最近の違反事例18(優良誤認表示の例)

葛の花由来イソフラボンを機能性関与成分とする機能性表示食品の販売事業者16社 に対する件 <平成29年11月7日公表>

表示例:株式会社太田胃散のウェブサイト

「ありがとう いいくすりです」の





半信半疑も、これが 大当たり!やっと出会えた!

食べ歩きが趣味なので、食べた後の罪悪感 との葛藤が辛かったんです。色々と試してみ たんですが…「ウエストサポート茶」は機能 性表示食品だから「もしかして」」と期待して

スタート。お腹周りに嬉しい変 化もあり、飲み始めてからは 美味しかった~り」と心から 食事を楽しめるようになりました。本当に感謝しています。

※個人感想であり、効果・効能をあらわすものではありません。

※個人感想であり、効果・効能をあらわす ものではありません。 16社が販売している機能性表示食品について、あたかも、対象商品を摂取するだけで、誰でも容易に、内臓脂肪(及び皮下脂肪)の減少による、外見上、身体の変化を認識できるまでの腹部の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

⇒景品表示法第7条第2項の規定に基づき、16社に対し、それぞれ当該表示の 裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の 提出を求めたところ、16社から資料が 提出されたが、当該資料はいずれも、当 該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示 すものとは認められないものであった。

表示例:株式会社CDグローバルのウェブサイト

【現状の生産状況ならびにお客様へのお願い】

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

先日販売を開始しました「葛の花イソフラボン青汁」につきまして、弊社の予想を 大きく上回るご注文を頂いており、生産が間に合わない状態が続いております。

つきましては、大変心苦しいのですが、当面の間、お一人様3箱までのご購入と させていただきます。

日ごろご愛顧頂いているお客様におかれましては、大変ご迷惑をおかけいたします 事を深くお詫び申し上げます。

今後も引き続き弊社商品をご愛顧頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

株式会社CDグローバル 社員一同

先日販売を開始しました 「葛の花イソフラボン青 汁」につきまして、弊社 の予想を大きく上回るご 注文を頂いており、生産 が間に合わない状態が続 いております。 株式会社CDグローバルが販売している機能性表示 食品について、あたかも、本件商品の販売数量に関 する具体的な予想を立て、当該予想販売数量を上回 るほどの相当程度多数の注文を受けているかのよう に示す表示をしていた。

⇒実際には、具体的な数値予想を立てておらず、 表示期間中における注文数は僅少であった。

28

最近の違反事例(平成28年度) ~有利誤認表示~

最近の違反事例19(有利誤認表示の例)

株式会社Xena(ジーナ)に対する措置命令について

<平成29年2月2日公表>

〈平成27年2月20日頃に配布された情報誌〉

〈平成27年3月20日頃に配布された情報誌〉







「期間限定!

2015年3/22(日)まで」、 「今だけ!半額!」と記載

「期間限定!

2015年4/19(日)まで」、 「今だけ!半額!」と記載





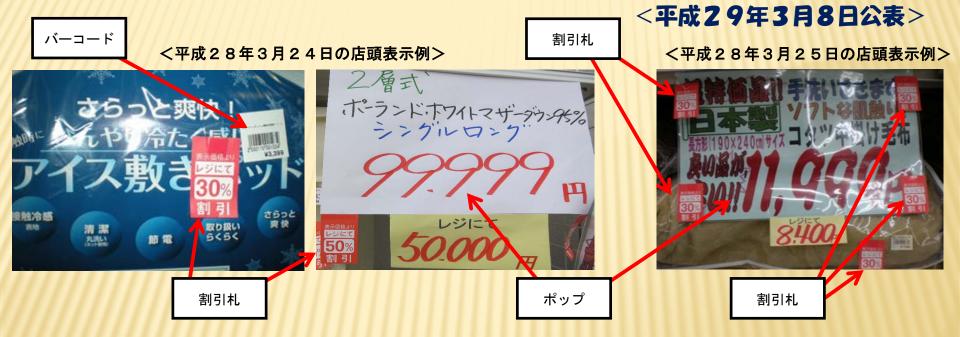


あたかも、当該広告に記載した期限ま でに対象商品を初めて購入した場合に限 り、通常価格の半額で購入することがで きるかのように表示していた。

⇒実際には、平成27年2月20日頃から同年 12月19日までの期間において、対象商品を 初めて購入した場合に通常価格の半額で購入で きることとしていた。

最近の違反事例20(有利誤認表示の例)

株式会社布屋商店に対する措置命令について



「ポップ」と称する店頭表示物又は「バーコード」と称する商品本体に貼付するシールと「割引札」と称する店頭表示物を併せて掲示することにより、あたかも、ポップ又はバーコードに表示された価格は、当該表示を行った店舗における通常の販売価格であり、当該価格から割り引いて販売するかのように表示していた。

⇒実際には、本件商品のポップ 又はバーコードに表示された価格は、(株布屋商店が任意に設定 したものであって、当該店舗に おいて販売された実績のないも のであった。

最近の違反事例21(有利誤認表示の例)

GM0インターネット株式会社に対する措置命令について

「今なら!最大6ヶ月無料!!」と記載

<平成29年3月22日公表>



翌月

選ばれて キャンベーン期間:2015年10月31日(土)まで

+7923=9##

◆ 特典: ※無料期間はお申込み回線速度によって異なります。

電話回線共用型(タイプ1)⇒月額料金<mark>最大6ヶ月無料</mark> ADSL専用型(タイプ2)⇒月額料金最大3ヶ月無料

モデムレンタル料 永久無料

GMOとくとくBB初期開通費 無料

◆ 対象: GMOとくとくBB イー・アクセスADSL サービスをお申込みの方

◆期間: 2015年10月31日(土)まで

中でとる一と詳細

◆特典: ※無料期間はお申込み回線速度によって異なります。

電話回線共用型(タイプ1)⇒月額料金最大6ヶ月無料 ADSL専用型(タイプ2)⇒月額料金最大3ヶ月無料

モデムレンタル料 永久無料 GMOとくとくBB初期開通費 無料

◆ 対象: GMOとくとくBB イー・アクセスADSL サービスをお申込みの方

◆期間: 2015年9月30日(水)まで

2015年9月30日(水)まで

あたかも、記載の期限までに対象役務の 提供を申し込んだ場合に限り、月額料金を **最大6か月間無料とするかのように表示し** ていた。

2015年10月31日(土) まで

⇒実際には、記載の期限後に対象役務の提供を 申し込んだ場合にも、月額料金を最大6か月間 無料としていた。

最近の違反事例22(有利誤認表示の例)

株式会社エネルギア・コミュニケーションズに対する措置命令について

<平成29年3月24日公表>

<平成28年2月1日~同年5月20日の表示例>



「期間限定」 と記載



〈平成28年5月21日~同年9月30日の表示例〉







「期間 平成28年2月1日(月) ~平成28年5月20日(金)」と記載

例えば、「メガ・エッグ 光ネット [ホーム]」又は「メガ・エッグ for BB東広島 [ホーム]」と称する戸建住宅向け光回線インターネット接続サービスに「ギガ王」と称する複数年にまたがる契約に伴う割引を適用した役務について新規に出する状態の提供を申し込んだ場合に限り、2年間月々最大800円の割引が適用されるかのように表示していた。

⇒実際には、平成27年2月1日から平成28年9月30日までの期間において、 2年間にわたり毎月最大で800円の割引を実施していた。

「期間 平成28年5月21日(土) ~9月30日(金)」と記載

最近の違反事例23(有利誤認表示の例)

株式会社エービーシー・マートに対する措置命令について







「ダ」との記号を付したメーカー希望小売価格を 比較対照価格とする二重価格表示

が当該メーカー希望小売価格に比して安い かのように表示していた。

あたかも、対象商品にはメーカー希望小 ⇒実際には、対象商品は、㈱エービーシー・マート 売価格が設定されており、実際の販売価格 が自ら製造し、専ら自ら小売販売している商品であ 「③」との記号を付したメーカー希望小売価格 は、同社が自ら任意に設定した価格であった。

最近の違反事例(平成29年度) ~有利誤認表示~

最近の違反事例24(有利誤認表示の例)

プラスワン・マーケティング株式会社に対する措置命令について

「LINEのデータ通信料無料!」

「AppStore」、「LINE」、「We Chat」、「WhatsApp」及び「Pokemon GO」の文字並びに各アプリケーションのアイコン画像を付記しつつ「FREETELなら各種SNS利用時のデータ通信料が無料!!」



<平成29年4月21日公表>



自社ウェブサイトにおいて、あたかも、「AppStore」、「LINE」、「WeChat」、「WhatsApp」及び「Pokemon GO」の文字が示すアプリケーションの利用時に生じるデータ通信量が通信利用容量の対象外となるかのように表示していた。

⇒実際には、当該データ通信量の一部は通信利用容量の 対象となるものであった。

最近の違反事例25(有利誤認表示の例)

コスモ石油販売株式会社に対する措置命令について

〈平成29年5月12日公表〉

〈平成27年9月26日、同年10月3日、同月10日、同月17日及び同月24日の新聞折り込みチラシ>

〈平成27年10月31日、同年11月7日、同月14日 及び同月21日の新聞折り込みチラシ〉



「通常検査費用」と称する価額を比較対照価格とする二重価格表示

あたかも、「通常検査費用」と称する価額は、 チラシに記載の店舗において対象役務について 通常提供している価格であり、当該チラシに記 載の期限までに対象役務の提供を受けることを 予約した又は受けた場合に限り、「検査費用」 と称する価額で対象役務の提供を受けることが できるかのように表示していた。 ⇒実際には、「通常検査費用」と称する価額は、平成26年3月以降、当該チラシに記載の店舗において提供された実績のないものであり、平成27年9月26日から平成28年11月30日までの期間において、「検査費用」と称する価額で対象役務が提供されるものであった。

最近の違反事例26(有利誤認表示の例)

株式会社日本教育クリエイトに対する措置命令について

<平成29年5月19日公表>

表示例:「三幸福祉カレッジ」と称する自社ウェブサイト(介護職員講座)



「通常受講料」と 称する価額を比較 対照価格とする二 重価格表示

⇒実際には、「通常受講料」等と称する価額は、同社において、最近相当期間にわたって提供された実績のないものであった。

表示例:「日本医療事務協会」と称する自社ウェブサイト(医療事務講座)



最近の違反事例27(有利誤認表示の例)

株式会社ナイスリフォームに対する措置命令について

<平成29年6月8日公表>

〈平成27年4月21日配布のメニューチラシの表示例〉

「当社通常価格」と称する価額を比較対照価格とする二重価格表示

「通常価格」と称する価額を 比較対照価格とする二重価格 表示

あたかも、「当社通常価格」又は 「通常価格」と称する価額は、㈱ナイ スリフォームが対象役務について通常 提供している価格であり、実際の提供 価格が当該通常提供している価格に比 して安いかのように表示していた。 〈平成27年6月26日配布のイベントチラシの表示例〉



⇒実際には、「当社通常価格」 又は「通常価格」と称する価額 は、同社が自ら任意に設定した ものであって、同社において提 供された実績のないものであっ た。

最近の違反事例28(有利誤認表示の例)

株式会社ビーラインに対する措置命令について

〈表示例〉



<平成29年6月28日公表>

あたかも、「通常1本価格」等と称する価額は、当該表示を行った店舗において通常販売しているの間であり、「1本価格であり、「1本価格が当該通常販売している価格が出たして安いかのように表示していた。

⇒実際には、「通常1本価格」等と称する価額は、(株)ビーラインが任意に設定したものであって、当該店舗において販売された実績のないものであった。

最近の違反事例29(有利誤認表示の例)

東京瓦斯株式会社に対する措置命令について

<平成29年7月11日公表>



製造業者名とともに、「メーカー希望小売価格」等と記載

あたかも、「東京ガスのガス展2016」と称するイベントにおいて対象商品にはメーカー希望小売価格が設定されており、販売業者2社の実際の販売価格が当該メーカー希望小売価格に比して安いかのように表示していた。

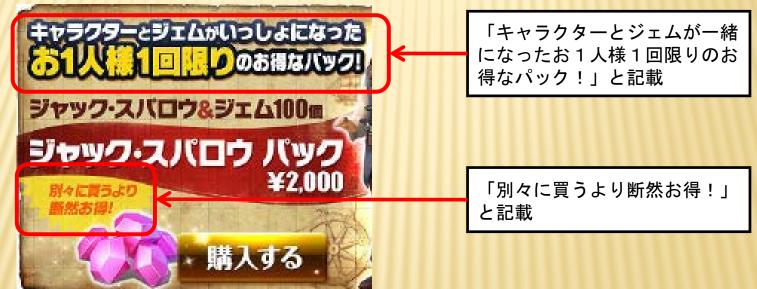
⇒実際には、製造業者は対象商品の希望小売価格を設定しておらず、東京瓦斯が任意に希望小売価格を設定し、東京瓦斯及び販売業者2社がこれを「メーカー希望小売価格」として比較対照価格に用いていた。

最近の違反事例30(有利誤認表示の例)

ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社に対する措置命令について <平成29年7月19日公表>

対象役務:「ディズニーマジックキングダムズ」と称するオンラインゲーム内における、特定 のキャラクター及び「ジェム」と称する仮想通貨を一体的に提供する6役務





あたかも、本件6役務の提供価格は、特定の キャラクターとジェムを別々に提供する場合 の合計金額に比して安いかのように表示して いた。

実際には、本件6役務の提供価格は、 それぞれ、特定のキャラクターとジェ ムを別々に提供する場合の合計金額に 比して安くはなかった。

最近の違反事例31(有利誤認表示の例)

グリー株式会社に対する措置命令について

〈表示例〉



<平成29年7月19日公表>

各景品の名称及び画像 とともに「当選本数100 本」の表示 あたかも、「超豪華プレゼント!年末 年始キャンペーン」と称する懸賞企画に おいてはそれぞれの景品類についてフィ ーチャーフォン向け自社ウェブサイト上 に記載された当選本数と同数の景品類が 提供されるかのように表示していた。

⇒実際には、本件懸賞企画においては、 フィーチャーフォン向け自社ウェブサイ ト上に記載された当選本数を下回る数の 景品類の提供を行っていた。

最近の違反事例(平成28年度) ~おとり広告~

最近の違反事例32(おとい広告の例)

イズミヤ株式会社及び株式会社牛肉商但馬屋に対する措置命令について





イズミヤ及び牛肉商但馬屋(2事業者)は、大阪府八尾市等の地域内に配布した新聞折り込みチラシ等において、次のように記載することにより、あたかも、神戸牛を平成28年2月13日に販売するかのように表示していた。

「土 13日限り」、「和牛専門店 但馬屋」、「■八尾店・広陵店は『兵庫産神戸牛・佐賀産和牛』」、「■神戸玉津店は『兵庫産神戸牛・神戸ワインビーフ』」、「今ついている本体価格よりレジにて3割引」

⇒ 実際には、牛肉商但馬屋は、同日に販売するための本件商品の仕入れは行っておらず、2事業者は本件商品の全部について取引に応じることができないものであった。

最近の違反事例(平成29年度) ~おとり広告~

最近の違反事例33(おとい広告の例)

東京ガスライフバル文京株式会社及び東京ガスイズミエナジー株式会社に対する措置 命令について

<平成29年7月11日公表>

<東京ガスライフバル文京㈱のチラシ>

<東京ガスイズミエナジー(株)のチラシ>



チラシ等において、例えば、「東京ガスのガス展20 16」、「オススメ!」、「リンナイ 35号ガスファンヒーター RN-C635SFH-WH」等と記載することにより、あたかも、「東京ガスのガス展2016」と称するイベントにおいて当該ガスファンヒーターを販売するかのように表示していた。

⇒実際には、ガス展で販売するための 当該ガスファンヒーターを準備してお らず、ガス展において当該商品の全部 について取引に応じることができない ものであった。

最近の違反事例34(おとい広告の例)

ソフトバンク株式会社に対する措置命令について



いい買物の日 Apple Watchキャンペーン

期間中、対象のApple Watchが11, 111円でご購入いただけるキャンペーンです。ソフトバンクのApple Watch取り扱い店舗にて、ご購入いただけます。

キャンペーン対象店舗(485店舗)の一覧を掲載したウェブページへのハイパーリンク

対象機種

Apple Watch (第1世代)

在庫がなくなり次義、終了となります。

2016年9月発売の Apple Watch Series 1、Apple Watch Series 2 は対象外です。

対象の Apple Watch の一覧をみる 为 (345KB)

2016年11月3日 (祝・木) から2016年11月13日 (日) まて

適用条件

・ キャンペーン期間内に、対象の Apple Watch を一括/分割にてご購入いただくこと

「Apple Watch (第1世代)」(86商品) の一覧を掲載したウェブペー ジへのハイパーリンク

注意事項

- ・ 商品によっては在屋がない場合もあります。Apple Watch 取り扱い店舗でご確認ください。
- 本キャンペーンの内容は予告なく変更や中止をする場合があります。

<平成29年7月27日公表>

あたかも、「いい買物の日 Apple Watchキャンペーン」と称するキャンペーン期間中に、対象の485店舗の各店舗において「Apple Watch (第1世代)」と称する商品(86商品)の各商品についてそれぞれ11,11円で販売するかのように表示していた。

⇒実際には、平成28年11月3日 の本件キャンペーン初日に、本件商 品のうち66商品については、対象 の485店舗の各店舗ごとに21な いし65商品(ほとんどの店舗に2 いて半数以上の商品)を準備してお らず、それぞれ、取引に応じること ができないものであった。

最近の違反事例(平成29年度) ~原産国~

最近の違反事例35(原産国に関する不当表示の例)

株式会社ボーネルンドに対する措置命令について

<平成29年6月23日公表>

〈表示例1〉



3ヶ月頃~

1歳半までの豊かな成長を 月齢別・機能別に応援します。

アンビトーイ・ベビーギフトセット 5,400円

国旗及び国名を記載

〈表示例2〉



色遊び、音遊び、想像遊びと b歳頃まで幅広い年齢で遊べます。

アニマルボーリング 4.860円

⇒実際には、対象商品の原産国は中 華人民共和国であって、対象商品の 原産国について判別することが困難 なものであった。

対象商品について、国旗を掲載す るとともに、国名を記載していた。

御参考~都道府県による措置命令(平成27年度)

措置日 自治体名	事業者名	事件概要
H27.12.25 埼玉県	株式会社ロー ランインター ナショナル	株式会社ローランインターナショナルは、中古自動車を一般消費者に販売するに当たり、中古自動車61台について、中古自動車情報誌において、あたかも、当該中古自動車の車体の骨格部位に修復歴がないかのように示す表示をしていたが、実際には、当該中古自動車は、オートオークションからの仕入れ時に提示されるオークション出品票に、車体の骨格部位が損傷するなどの修復歴を示す記号が記載された修復歴があるものであった。http://www.pref.saitama.lg.jp/a0310/jigyousyasido/documents/tyukosya.pdf
H28.2.3 岐阜県	有限会社鳥正	有限会社鳥正は、牛肉(以下「本件商品」という。)を販売するに当たり、少なくとも平成27年10月1日から同年12月20日までの間、店頭プライスカードに、「飛騨牛 岐阜県産 最上級品 [5等級]」と称する飛騨牛銘柄推進協議会発行のパックシール(以下「飛騨牛パックシール」という。)を貼付し、また、消費者の求めに応じて本件商品の商品パッケージに飛騨牛パックシールを貼付するなどし、あたかも、本件商品が飛騨牛であるかのような表示をしていたが、実際には、本件商品に用いていた牛肉の大部分が飛騨牛以外の牛肉であった。https://www.pref.gifu.lg.jp/event-calendar/c_11266/shobun-shido.data/keihyou280203.pdf
H28.3.9 広島県	株式会社元氣 ファクトリー	株式会社元氣ファクトリーは、「小顔矯正」と称する役務(以下「本件役務」という。)を提供するに当たり、遅くとも平成27年3月以降、自らが運営するウェブサイトにおいて、例えば、「瞬間で小顔になる!」、「ゆがみによって広がった頭蓋骨の幅を狭め、鼻筋を通し立体的な小顔にします。」、「頭蓋骨も小さくなり、血行が良くなり、ゆがみも同時に整う施術法です。」等と記載することにより、あたかも、本件役務を受けることで小顔になるかのように示す表示をしていた。 広島県が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。 http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/41/keihinhyoujihouihan280309.html

御参考~都道府県による措置命令(平成28年度)

措置日 自治体名	事業者名	事件概要
29.3.30 岡県	西村商店こと 山本勇	西村商店こと山本勇は、素干し小えび(以下「本件商品」という。)を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成29年2月10日から同年3月8日までの間、本件商品パッケージ及び店頭看板において、「駿河湾直送桜えび」と記載することにより、あたかも、本件商品が静岡県内で捕れた桜えびであるかのような表示をしていたが、実際には、本件商品は桜えびではなく、アキアミであった。http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-110/28sakuraebi.html

御参考~都道府県による措置命令(平成29年度)

措置日 自治体名	事業者名	
H29.8.8 静岡県	株式会社ジーエス	株式会社ジーエスは、衣類を販売するに当たり、「Yahoo!ショッピング」及び「ポンパレモール」と称するインターネット上のショッピングモール並びに自社サイトにおいて、平成29年4月頃から同年6月末までの間、「シルクパジャマ」、「シルク97%」等と表示することにより、あたかも、本件衣類の素材にシルクが使用されているかのように表示をしていた。 実際には、本件衣類の素材の98%以上はポリエステルであった。 https://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-110/29keihyoshiruku.html
H29.8.8 静岡県	株式会社JC	株式会社JCは、衣類を販売するに当たり、「楽天市場」と称するインターネット上のショッピングモールにおいて、平成28年12月頃から平成29年6月末までの間、「シルクパジャマ」、「シルク97%」等と表示することにより、あたかも、本件衣類の素材にシルクが使用されているかのように表示をしていた。 実際には、本件衣類の素材の98%以上はポリエステルであった。 https://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-110/29keihyoshiruku.html
H29.8.22 北海道	ホクレン農業 協同組合連合 会	ホクレン農業協同組合連合会は、道内の小売店において10品目の加工食品を販売するに当たり、遅くとも平成25年10月から平成29年2月22日までの間、「プライスカードポップ」と称する商品説明カードにおいて、「道産食材おススメ宣言!」と記載した上で、「やっぱり、道産。 道産食材使用率70%以上」等と表示することにより、本件加工食品に道産原料が使用されているかのように示す表示をしていた。 実際には、道産原料が未使用(うち2品目は、一部時期について未使用)であった。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/keihyouhounosochi.htm

御参考~都道府県による措置命令(平成29年度)

措置日 自治体名	事業者名	
H29.8.30 福岡県	株式会社ミニミニ福岡	株式会社ミニミニ福岡は、23件の賃貸住宅物件情報に関し、平成29年3月25日から同年5月11日までの間、自社サイトを含む不動産情報サイト(計3サイト)において、「沿線・駅:鹿児島本線博多駅(徒歩5分)、所在地:福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目、賃料:50,000円、間取り:1K、入居日:即入居可、『美野島商店街まで600M。博多駅も徒歩圏内ですよ。広いお部屋をお探しの方お見逃し無く。バストイレ別でこの家賃。』」等と表示することにより、当該物件を賃借できるかのように示す表示をしていた。実際には、当該物件は存在しないため、取引することができないものであった。http://www.pref.fukuoka.lg.jp/press-release/keihinhyoujihou-sotimeirei.html
H29.11.10 長野県	有限会社ヴィ アン	有限会社 ヴィアンは、中古自動車の取引に関し、中古自動車のポータルサイト及び中古自動車情報誌に、同社の中古自動車情報を表示掲載していましたが、一般消費者に対し、その走行距離等の表示内容について、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていました。https://www.pref.nagano.lg.jp/kurashi-shohi/happyou/171110press.html